

東北支社 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和2年8月28日(金) 東北支社4階会議室	
委員	富田 真 (東北学院大学教授) 久田 真 (東北大学大学院教授) 小林 正明 (東北経済連合会 専務理事) 古川 直磨 (公認会計士・税理士) 運上 茂樹 (東北大学大学院教授) 笹村 恵司 (弁護士)	
審議対象期間	令和元年10月1日～令和2年3月31日	
抽出案件	総件数【6件】	備考
○工事	【4件】	
・一般競争	1件	常磐自動車道 いわき舗装工事
・条件付一般競争	1件	仙台東部道路 東部高架橋塗替塗装工事
・拡大型指名競争	1件	東北自動車道 青森管内橋梁補修工事
・随意契約	1件	常磐自動車道 広野舗装工事
○調査等	【1件】	仙台東部道路 仙台東管内標識更新設計
○物品等	【1件】	令和元年度 鶴岡管理事務所管内灯油購入単価契約
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p><u>【入札監視統一事務局における審査実施状況報告】</u></p> <p>① 「落札率95%以上の工事」の割合について、平成29年以降は4支社のうち東北支社が一番低いが傾向や特徴は如何に</p> <p><u>【工事入札契約状況報告】</u></p> <p>① 入札不調対策の状況・効果は如何に</p> <p><u>【競争参加資格停止等運用状況一覧表報告】</u></p> <p>・意見等なし</p> <p><u>【資格取消等状況一覧表報告】</u></p> <p>・該当なし</p> <p><u>【一次苦情及び一次説明処理状況表報告】</u></p> <p>・該当なし</p> <p><u>【談合情報について】</u></p> <p>・該当なし</p> <p><u>【抽出事案の審議】</u></p> <p><u>「常磐自動車道 いわき舗装工事」</u></p> <p>① 履行中に新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言の発令に伴って工事工程に多大なる影響があったと推察するが、工期の見直しは行ったのか。</p>	<p>① 近年、舗装工事の落札率が低くなってきているのが特徴として見受けられるが、各支社で発注件数（工事種別）の違いから、落札率が低い工事種別の発注が偏った東北支社にその傾向が表れている。</p> <p>① 1件の発注案件に対して複数の施策を講じることもあり、どの施策が効果的であったか特定は難しいが、落札率や成立・不成立状況の統計・分析していきたい。</p> <p>① 十分な施工体制が確保できないなど受注者から工事一時中止の申し出があった場合は、その申し出を尊重し、協議を行ったうえで適切な工期の見直しを行った。</p>

意見・質問	回 答
<p>② 技術評価点は、どのような内容に点数付与しているのか。</p> <p><u>「仙台東部道路 東部高架橋塗替塗装工事」</u></p> <p>① 低入札価格調査とは具体的にどのような調査を行って問題ないと判断しているのか。</p> <p>② 調査して問題なければ低入札はいくらでもよいのか。価格の下限値はあるのか。</p>	<p>② 当該工事については、「安全対策」に関する技術提案を求め、その内容を評価のうえ点数付与している。</p> <p>① 低入札となった者に対して、工事内訳明細書などの根拠提出を求め、品質と安全の確実性や下請会社に不利益が生じないかヒアリングも実施したうえで判断している。</p> <p>② 別に重点調査価格を設定しており、この価格未満の入札に対しては、失格基準もあるため、いくら安くても問題ないという事ではない。</p>
<p><u>「東北自動車道 青森管内橋梁補修工事」</u></p> <p>① 入札参加者2者の入札金額が同価となった後はどのような手段で決定したのか。</p> <p>② この工事では技術評価を行う必要はないのか。</p>	<p>① くじ引きにより決定したもの。</p> <p>② 当該工事の発注方式は、拡大型指名競争であり、価格のみの競争となっている。</p>
<p><u>「常磐自動車道 広野舗装工事」</u></p> <p>① 落札予定者が不適となった理由は如何に。</p>	<p>① 当該案件は低入札であり、施工体制等に関する書類を求めたところ、施工の確実性等が確認できなかったため。</p>
<p><u>「仙台東部道路 仙台東管内標識更新設計」</u></p> <p>・意見等なし</p>	

意見・質問	回 答
<p>「令和元年度 鶴岡管理事務所管内灯油購入単価契約」</p> <p>① 参加資格の要件に、「発注後の翌々日までに指定納入所に納入」とあるが、納入数量の決まりはないのか。</p> <p>② 契約期間中に価格の相場が上がり、受注者が損をすることはしないのか。</p>	<p>① 単価契約のため、注文の都度、必要数量を指定している。</p> <p>② 経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不相当と認められる場合は、協議のうえ、契約金額を変更できることとなっている。</p>
<p>審議結果の報告</p>	<p>審議案件全体について、入札の事務手続きについて特段の疑義はないものと認められる。</p> <p>なお、以下の点について、今後の入札手続きにおいて検討等を願いたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、リモート・テレワーク等の従来はあまり無かった業務形態が求められる状況の中、受注者が不利益とならないように配慮すること。 2. 競争性確保のため、辞退者が多かった発注案件について、原因を分析して今後の改善に役立てること。